

令和元年

第2回中央広域環境施設組合議会
定例会会議録

令和元年11月20日 開会

令和元年11月20日 閉会

中央広域環境施設組合

令和元年第2回中央広域環境施設組合議会定例会会議録

招集年月日 令和元年11月20日（水曜日）

招集場所 中央広域環境施設組合 中央広域環境センター管理棟2階大会議室

出席議員 16名

1番	相原一永	2番	岸田益雄
3番	細井英輔	4番	近久善博
5番	栞原五男	6番	原田由一
9番	三浦三一	10番	出口治男
11番	阿部雅志	12番	木村松雄
13番	松村幸治	14番	檜原伸
15番	東條昭二	16番	水口昭彦
17番	鈴木幸三	18番	坂東泰幸

欠席議員 1名

8番 森本節弘

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	藤井正助	副管理者	原井敬
副管理者	玉井孝治	副管理者	松田卓男
会計管理者	藤川靖人	監査委員	柿部美彦
事務局長	住友勝次	総務課長	猪井修

職務のため会議に出席した者の職氏名

業務課課長補佐	岡本泰昌	業務課課長補佐	高岡寛之
総務課主査	小松真一郎	業務課主査	渡辺大輔
電気主任技術者	後藤田実	総務課主事	鈴田陽平

議事日程

1 臨時議長選出

2 臨時議長あいさつ

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 報第2号 平成30年度中央広域環境施設組合一般会計繰越
明許費繰越計算書について

追加日程第5 報第3号 専決処分の承認を求めることについて
(徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合
規約の変更について)

追加日程第6 議第7号 平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入
歳出決算認定について

追加日程第7 議第8号 中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例制定について

追加日程第8 議第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定
について

追加日程第9 議第10号 令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正
予算(第1号)について

午前9時30分 開会

○事務局長（住友勝次君）

おはようございます。事務局長の住友でございます。

令和元年第2回中央広域環境施設組合議会定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

議会を開く前にご報告いたします。

本日の定例会には、吉野川市議会におかれまして議長の改選が行われましたことに伴いまして、組合議会の議長が空席になっております。また、本日、森本副議長も所用のため欠席の届け出がございました。そこで議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の板野町、東條昭二議員をご紹介させていただきます。東條議員、よろしく願います。

東條議員、議長席のほうへお着きください。

~~~~~

○臨時議長（東條昭二君）

ただいまご紹介をいただきました東條でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆さまのご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、16名でございます。全議員は17名ございまして、定足数に達しております。よって、令和元年第2回中央広域環境施設組合議会定例会は、成立いたしました。

ただいまから、令和元年第2回中央広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、去る9月10日にご逝去されました川真田副管理者のご冥福をお祈りするために、黙祷をささげたいと思います。ご起立願います。

[全員起立]

○臨時議長（東條昭二君）

黙祷。

[黙 祷]

○臨時議長（東條昭二君）

黙祷終わります。ご着席ください。

はじめに報告事項を申し上げます。本日の定例会に、森本節弘君から欠席の届けが出ております。ご了承願います。

これより、本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配布しましたとおりでございます。ご了承願います。

~~~~~

○臨時議長（東條昭二君）

まず、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

~~~~~

○臨時議長（東條昭二君）

日程第2、議長選挙についてを議題といたします。

中央広域環境施設組合同規約第7条第2項の規定により、議長は関係市町の議会の議長の中から互選するとなっております。ただいまより休憩をいたしますので、休憩中に互選をお願いいたします。

休憩します。

午前9時34分 休憩

午前9時35分 再開

○臨時議長（東條昭二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中にご協議いただきました結果を私の方から報告します。

中央広域環境施設組合同議会の議長に、吉野川市議会市議会の議長の相原一永君が互選されましたのでご報告いたします。

ただいま、議長に互選された相原一永君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

相原一永君ごあいさつをお願いいたします。

○1番（相原一永君）

おはようございます。ただいま議長にご推挙いただき、ご承認をいただきました、吉野川市議会議長の相原一永でございます。皆様におかれましては、当

組合議会がスムーズに進めていけますようにご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

**○臨時議長（東條昭二君）**

ありがとうございました。新議長も決まりましたので、これを持ちまして私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

相原議長、議長席にお願いします。

ここで、暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時38分 再開

**○議長（相原一永君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配布いたしております追加議事日程のとおり、順次議題といたします。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定いたします。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により議長において、6番原田由一君、15番東條昭二君を指名いたします。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

続きまして、追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

これにより審議にはいります。

管理者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（藤井正助君）

皆さん、改めておはようございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和元年第2回中央広域環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃は、組合運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

まずはじめに、去る9月10日に亡くなられました川真田哲哉前副管理者を悼み、追悼の言葉を述べさせていただきたいと思っております。

川真田前副管理者におかれましては、志半ばにしてその生涯を閉じられましたことは、あまりにも突然のこととございまして未だに信じがたく、惜別の情を禁じ得ないところでございます。川真田前副管理者は、平成17年7月に当組合の副管理者に就任されました。14年の永きにわたり、当組合の発展のためご尽力くださいました。その惜しみないご努力に敬意を表し、心から感謝を申し上げる次第でございます。ここに、川真田哲哉前副管理者のご生前のご活躍をしのび、謹んで哀悼の意をささげるとともに、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。追悼の言葉とさせていただきます。

さて、本日の定例会には、吉野川市議会、板野町議会、上板町議会から、新しく4名の組合議員の皆さんが選出され、ご出席をいただいております。さらに、吉野川市におきましては、去る10月27日に原井敬氏が新市長に就任されまして、当組合の副管理者となり初めての定例会となっております。何卒よろしく願いいたします。

次に、中央広域環境センターにおける、昨年度の運営状況についてご報告させていただきます。

〔「管理者着席して」と呼ぶ者あり〕

平成30年度のごみ溶融処理量は、3万1,731トンでございまして、前年度に比ばまして99トンの増加、1日当たりの処理量は、約98トンでございました。ごみの搬入量は、2万9,973トンでございまして、前年度に比べ148トンの減少でございました。構成市町におかれましては、引き続きごみ減量化の取り組みや啓発活動に推進していただけるよう、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

また、昨年9月の台風21号により被災しましたごみピット天井修繕工事についてでございますが、本年6月に竣工いたしまして、その間、ごみ処理自体には大きな問題もなく、安定した施設の稼働を続けているところでございます。今後も周辺環境に十分配慮しながら、安全安心な施設運営に努めるとともに、できる限り計画的、効率的に施設を稼働させることで、ごみ処理に必要なエネルギーを節約して経費の削減に努める所存でございます。

次に、次期処理施設についてでございます。当センターは、平成17年8月の稼働から15年目を迎えておりまして、地域の皆様とお約束をしております施設の使用期限が西暦2025年、令和7年7月まで、本年8月で6年を残すところとなりました。組合といたしましては、関係構成市町と協議を進める中、阿波市、板野町及び上板町の1市2町では、新ごみ処理施設整備検討会を立ち上げまして、処理方法や候補地の選定に向けた検討を進めていただいているところでございます。今後におきましても、地域の皆様とのお約束が遵守できるよう努力してまいりますので、組合議員各位におかれましては、改めて格別のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由について、ご説明申し上げます。

今定例会に提出しております案件は、繰越計算書の報告、専決処分の承認の報告案件が2件、平成30年度一般会計決算認定、そして、条例の制定が2件と令和元年度一般会計補正予算（第1号）の計6件でございます。

まず、報第2号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

次に、報第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について専決処分したので、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

次に、議第7号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付しましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

次に、議第8号及び第9号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の

一部を改正する法律が、来年、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員の制度が創設されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与等の額や支給方法などについて定める必要があるとともに、関係条例の所要の改正を行うものであります。

最後に、議第10号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,548万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億43万5千円とするものでございます。補正予算の主な内容は、平成30年度決算に伴う剰余金の基金への積立でございます。

以上、概略をご説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴いまして、逐次ご説明なり、補足説明を申し上げて参りたいと思えます。今回、提案をさせていただきました議案につきましては、当組合を運営するにあたり重要な案件でございますので、十分ご審議の上、すべて原案どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

それでは、追加日程第4、報第2号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（猪井修君）**

報第2号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明をさせていただきます。

議案書の報第2号をご覧ください。

本年3月の第1回定例会におきまして、平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）で議決をいただきました繰越明許費につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をするものでございます。

次のページをご覧ください。

平成30年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書でござい

ます。3款衛生費、1項清掃費、事業名廃棄物処理施設災害復旧事業、金額7,239万1,000円、翌年度繰越額4,515万1,000円。財源内訳は、未収入特定財源で国庫支出金が1,676万3,000円、地方債が430万円、その他建物災害共済保険金でございますが1,874万3,000円でございます。一般財源は534万5,000円でございます。これは、昨年9月に台風21号により被災をいたしましたごみピット天井の修繕工事を繰り越したものでございます。なお、工事につきましては、本年6月13日に竣工をいたしております。

以上で報第2号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてのご説明とさせていただきます。

**○議長（相原一永君）**

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

本案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定によります報告事項でございますので、以上で終了いたします。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、追加日程第5、報第3号専決処分の承認を求めることについて、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

報第3号専決処分の承認を求めることについて、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の報第3号をご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、徳島県市町村総合事務組

合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分書でございます。平成31年3月31日をもって、美馬西部学校給食センター組合が解散したことに伴いまして、徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を専決処分させていただきました。処分日は、令和元年7月10日でございます。改正内容につきましては、次のページ以降をご覧くださいと思います。規約の中から美馬西部学校給食センター組合の名称を削除するものでございます。

以上で報第3号のご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。報第3号専決処分の承認を求めることについて、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご異議なしと認めます。よって、報第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

続きまして、追加日程第6、議第7号平成30年度中央広域環境施設組合同一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第7号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の議第7号をご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入からでございます。歳入からご説明をいたします。まず、1款分担金及び負担金、予算現額21億3,752万6,000円、収入済額21億3,752万6,000円、2款使用料及び手数料、予算現額6,249万8,000円、収入済額6,161万1,840円、3款財産収入、予算現額136万5,000円、収入済額136万4,062円、4款繰入金、予算現額5,527万円、収入済額5,526万9,953円、5款繰越金、予算現額1億2,697万9,000円、収入済額1億2,697万9,160円、6款諸収入、予算現額2,856万3,000円、収入済額142万4,889円、7款国庫支出金、予算現額1,676万3,000円、収入済額は0でございます。8款組合債、予算現額1,670万円、収入済額1,240万円、歳入合計といたしまして、予算現額24億4,566万4,000円、収入済額23億9,657万5,904円でございます。

続きまして4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費、予算現額42万円、支出済額40万8,960円、不用額は1万1,040円でございます。2款総務費、予算現額8,169万3,000円、支出済額8,050万1,954円、不用額は119万1,046円でございます。3款衛生費、予算現額15億3,143万円、支出済額14億3,287万9,429円、翌年度繰越額が4,515万1,000円、不用額は5,339万9,571円でございます。4款公債費、予算現額6億4,850万7,000円、支出済額6億4,833万9,826円、不用額は16万7,174円でございます。5款諸支出金、予算現額1億8,261万4,000円、支出済額1億8,261万3,015円、不用額は985円でございます。最後に予備費、予算現額100万円、支出済額は0円でございます。不用額は100万円でございます。歳出合計としまして、予算現額24億4,566万4,000円、支出済額23億4,474万3,184円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入決算額23億9,657万5,904円、歳出決算額23億4,474万

3,184円、歳入歳出差引額は5,183万2,720円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。まず、1款1項1目負担金、予算現額21億3,752万6,000円、収入済額21億3,752万6,000円、構成市町の内訳は、備考欄に明記されておりますとおりでございますが、吉野川市が8億6,543万4,000円、阿波市が7億6,312万8,000円、板野町が2億7,421万9,000円、上板町が2億3,474万5,000円でございます。次に、2款1項1目衛生手数料、予算現額6,249万8,000円、収入済額6,161万1,840円、これは、一般廃棄物ごみ収集許可業者が、当中央広域環境センターにごみを搬入する際、納めていただく処理手数料でございます。次に、3款1項1目利子及び配当金、予算現額136万5,000円、収入済額136万4,062円、これは、財政調整基金と一般廃棄物処理施設整備基金の利子でございます。次に、4款1項1目財政調整基金繰入金、予算現額5,527万円、収入済額5,526万9,953円、これは、旧7町村分の財政調整基金を、該当構成市町へ還付をするために繰入を行ったものでございます。次に、5款1項1目繰越金、予算現額1億2,697万9,000円、収入済額1億2,697万9,160円、前年度からの繰越金でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

6款1項1目預金利子、予算現額1万円、収入済額23万9,469円、歳計現金の預金利子でございます。同款2項1目雑入、予算現額2,855万3,000円、収入済額118万5,420円、内訳は、備考欄にございますとおりでございますが、主なものといたしましては、備考欄下から3項目の副産物売払収入が82万8,658円、それから、その次の資源化物売払収入が18万8,900円、これらが主なものでございます。次に、7款1項1目災害復旧費国庫補助金、予算現額1,676万3,000円、収入済額は0円でございます。8款1項1目災害復旧事業債、予算現額が1,670万円、収入済額は1,240万円、これは、平成30年9月の台風21号により被災をいたしましたごみピット天井修繕等の事業費に充てるために、起債前貸により借入れを行ったものでございます。以上、歳入の収入済額の合計は、23億9,657万5,904円となっております。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

1款1項1目議会費、予算現額42万円、支出済額40万8,960円、主に組合議会議員の皆様のご報酬でございます。2款1項1目一般管理費、予算現額8,133万円、支出済額8,025万1,430円、不用額は107万8,570円でございます。支出の主なものにつきましては、職員給与費、また、構成市町からの派遣職員人件費負担金などの人件費となっております。

続きまして14ページ、15ページをご覧ください。

一番下でございますが、2款2項1目監査委員費、予算現額36万3,000円、支出済額25万524円でございます。

16ページ、17ページに移りまして、支出の主なものにつきましては、監査委員の報酬でございます。次に、3款1項1目塵芥処理費、予算現額15億3,143万円、支出済額14億3,287万9,429円、翌年度繰越額が繰越明許費で4,515万1,000円、不用額は5,339万9,571円となっております。支出額が大きい項目といたしまして、まず、11節需用費でございます。予算現額が6億1,587万2,000円、支出済額は5億7,834万3,272円、不用額は3,752万8,728円となっております。この不用額につきましては、LNG単価や電気料金などは上昇したものの、LNG使用量及び電気購入電力量が当初想定を下回ったことによるものでございます。次に、13節委託料、予算現額8億5,606万6,000円、支出済額8億3,180万660円、翌年度繰越額が繰越明許費で995万1,000円、不用額は1,431万4,340円でございます。委託業務といたしましては、備考欄にございますとおり、中央広域環境センターの運転及び整備の委託料、また、周辺的环境調査業務、副産物運搬並びにリサイクル処理業務などでございます。次に、15節工事請負費ですが、予算現額5,650万円、支出済額2,130万円、翌年度繰越額が繰越明許費で3,520万円、不用額はございません。これは、今年の台風21号によるごみピット天井修繕工事費でございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

4款1項公債費、予算現額6億4,850万7,000円、支出済額6億4,833万9,826円、不用額は16万7,174円でございます。これは、施設建設時の財政融資資金貸付金の平成30年度分の償還金でございます。元利均等償還でございますため、償還額は前年度と同額となっております。続きまして、5款1項1目基金費、予算現額1億2,734万4,000円、支出済額1億2,734万3,062円、不用額938円でございます。これは、平成29年度からの繰越金を一般廃棄物処理施設整備基金へ積み立てるとともに、財政調整基金及び一般廃棄物処理施設整備基金の運用益をそれぞれ当該基金に積み立てたものでございます。次に、同款2項1目還付金、予算現額5,527万円、支出済額5,526万9,953円、不用額は47円でございます。これは、旧7町村分に係る財産が財政調整基金のみとなったことから、旧7町村分財政調整基金を該当構成市町に還付をしたものでございます。内訳につきましては、備考欄にございますとおりで、吉野川市が1,052万8,924円、阿波市が3,528万599円、上板町が946万430円でございます。最後に、6款1項1目予備費の実績はございません。以上、歳出の支出済額合計は、23億4,474万3,184円でございます。

次に20ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は23億9,657万5,904円、歳出総額が23億4,474万3,184円、歳入歳出差引額は5,183万2,720円で、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額で534万5,000円、実質収支額は4,648万7,720円でございます。また、実質収支額のうち、地方自治法の規定によります基金の繰入金はございません。

続きまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。1. 公有財産と2. 物品ともに平成30年度中の異動はございません。前年度と同数値となっております。一番下段でございますが、3. 基金のうち、まず財政調整基金は、決算年度中の運用益は積み増しをいたしました。旧7町村分の財政調整基金を該当構成市町に還付をしたことによりまして決算年度中の増減高は、5,418万4,081円の減となりまして、決算年度末現在高は3億1,042万8,258円となっております。次に、一般廃棄物処理施設整備基金につきましては、平成29年度からの繰越金を積み立てたことによりまして、決算年度末現在高は2億1,599万6,190円となっており、合計で、平成30年度末現在高は5億2,642万4,448円となっております。

最後に24ページ、25ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書でございます。一番下の項目でございますが、廃棄物処理施設災害復旧事業2,724万円、これは、先程来ご説明をさせていただいておりますとおり、昨年の台風21号によるごみピット天井修繕等でございます。そのほかの事業につきましては、例年どおりの事業実施とさせていただいております。

以上で、平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての補足説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありましたが、議第7号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、事前に監査を受けております。柿部監査委員に監査の報告を求めます。

柿部監査委員。

#### ○監査委員（柿部美彦君）

平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算及び審査意見について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査



に付された平成30年度中央広域環境施設組合関係一般会計の歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類について、審査をいたしました結果を報告いたします。

意見書の1ページをご覧ください。

審査の期間は、令和元年7月25日から8月27日までで、管理者から審査に付されました一般会計歳入歳出決算書並びに付属書類、現金出納保管状況調書及び基金の運用状況調書が、平成30年度の財政状態を適正に表示し、かつ正確に記録されているか否かを検証するために、関係帳簿及び証拠書類と照合し、必要に応じて決算資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて平成30年度に実施した定期監査及び出納検査の結果も考慮に入れて審査を行いました。

その結果、一般会計歳入歳出決算書及び付属書類は適正に調製され、誤りもなく、決算における計数は正確で、内容も正当であると認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められました。

決算規模、財政運営及び決算収支の状況は、前年度決算数値を含め1ページの中段以降に記載しております。平成30年度におけます一般会計の決算額は、歳入は23億9,657万5,904円で、前年度より2,494万5,810円増加をいたしております。歳出は23億4,474万3,184円で、これも前年度より1億9万2,250円を増加しております。これに伴い歳入歳出差引額は、前年度決算額より7,514万6,440円少ない5,183万2,720円で、実質収支は、翌年度に繰り越すべき財源の534万5,000円を差し引いた4,648万7,720円でございます。この額が令和元年度に繰り越されまして、経常収支比率は前年度より1.8ポイント高い96.9ポイントとなっております。地方債は、6億3,395万4,937円減少いたしまして、平成30年度末の現在高は5億3,835万2,405円となりました。平成14年度から平成16年度に実施をいたしました中央広域環境センターの建設工事に伴い発行した組合債は、令和2年度末をもって償還を完了いたします。なお、昨年の台風21号による被災によりまして、廃棄物処理施設災害復旧事業債1,240万円を起債前借りしておりますので、長期債に借り換えた後に償還が始まることとなります。決算収支につきましては、下段のとおりでございます。

また、2ページから6ページにつきましては、歳入歳出決算額の分析結果を記載しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

総合意見を述べさせていただきますので、7ページをご覧ください。

平成30年度中央広域環境施設組合の決算状況は、歳入は、前年度に比べまして2,494万5,810円多い23億9,657万5,904円となっております。これは、年次計画で実施しております機械設備整備費の増加によりまして構成自治体の負担金が増加をしたこと、旧7町村分の財政調整基金を還付す

るために繰入を行ったこと、ごみピット天井修繕工事に伴い組合債を発行することが主な要因でございます。歳出は、前年度に比べますと1億9万2,250円多い23億4,474万3,184円となっています。これは、施設の整備修繕費や電気代、燃料費、消耗品費の増加が主な要因でございます。また、旧7町村分の財政調整基金の還付も増加の要因となっております。

平成30年度のごみ処理量は、3万1,731.13トンで、平成29年度の3万1,631.84トンより99.29トン増加をいたしております。

燃料費の多くを占めますLNGにつきましては、エネルギー管理による省エネ対策として、平成21年度から炉全体の温度管理をブロック管理に変更いたしまして、温度を平準化することによりLNG及び酸素の噴射注入量を低減するとともに、スラグを円滑に排出する高温反応炉均質化炉バーナーのLNG使用量を可能な限り削減をしております。平成30年度もこの手法を継続いたしまして、1トンあたりのごみ処理に要するLNGの使用量は、平成29年度の0.0551トンから0.0543トンとわずかながら減少いたしました。LNG購入単価が約10パーセント上昇いたしましたので、1トンあたりのLNG単価は平成29年度の3,749円から、平成30年度3,867円と118円上昇をいたしております。電気料金につきましても、長期の連続運転を実施することによりまして、使用電力量を平準化するなど効率的な電力使用に努めておりますが、ごみ処理量の増加に伴います消費電力量の増加と料金改定の影響もあり、1トンあたりの電気単価は平成29年度の7,522円から、8,198円と676円上昇をしております。これらの要因によりまして、トータルでは1トンあたりのごみ処理単価は、平成29年度の43,507円に対しまして、平成30年度は45,157円と1,650円上昇をいたしております。LNG料金と電気料金を合わせますと3億8,284万9,938円にのぼることを考えますと、今後も原油価格の変動等に注意するとともに、引き続き省エネ対策を推進する必要があります。薬品や消耗器材等の経常経費につきましても、抑制についても、引き続き可能な限り抑制に努めていただきたいと思います。

プラント整備につきましては、平成30年度の4億9,948万9,200円をはじめ、毎年多額の整備費用を支出をしております。施設の老朽化は避けられませんので、安全性を確保するためには多額の整備費用を必要とする事情は理解できますが、工夫、検討をお願いしたいと思います。

今後の財政運営にあたりましては、歳入関係につきましては、適正な額の予算化、適時の調定、納付期限内の収納及び速やかな現金収納手続き、財政計画に基づく定期預金の活用など、適正な事務処理が確保されるよう努めていただきますようお願いいたします。副産物や資源化物は、収入の安定が図れるよう取引先の確保をお願いいたします。

歳出関係につきましては、限られた財源を効率的、効果的に活用できますよう、あらゆる支出の必要性和金額の妥当性を検証し、適切な執行に努めることが必要であります。

この施設は、平成17年8月1日の稼働以来15年目を迎えまして、機械設備の経年劣化が進行しており、保守点検と適切な補修に努めなければならない状態です。また、現施設の地元との合意の使用期限は20年でありますことから、今後のごみ処理施設についての方針を示すことは、これは喫緊の課題でございます。処理方法や候補地の選定、費用、必要な財源につきまして、中央広域環境施設組合と構成自治体が互いに知恵を出し合いながら、協力してご検討をお願いいたします。

当組合を構成する自治体の財政状況も逼迫しております。構成自治体には、今後ともごみの減量化に努めていただきまして、中央広域環境施設組合には、なおいっそう処理経費の削減に努めるよう期待をいたします。

以上でございます。

**○議長（相原一永君）**

以上で補足説明及び監査の報告が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。追加日程第6、議第7号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご異議なしと認めます。よって、議第7号平成30年度中央広域環境施設組合歳入歳出決算認定については、これを認定することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

続きまして、追加日程第7、議第8号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について及び追加日程第8、議第9号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての2件を一括して議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（猪井修君）

議第8号及び議第9号について、ご説明をさせていただきます。

条例の内容につきましては、概要について要点のみご説明をさせていただきます。

議案書の議第8号をお願いいたします。

議第8号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてでございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号が来年、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員の制度が創設されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与等の額及び支給方法などについて、必要な事項を定めるものでございます。それでは1枚おめくりいただきまして、条例の概要でございますが、まず第3条では、任用形態別の支給区分や手当の種類を規定いたしております。第4条では、会計年度任用職員の給料について、別表第1にあるとおり行政職給料表によることとしております。第5条においては、会計年度任用職員の職務の級は、別表第2に定めるとおりでございますが、1級を定型的又は補助的な業務を行う職務、また2級は相当の知識又は経験を必要とする職務といたしております。また、第6条から第32条までにつきましては、会計年度任用職員の給料等につきましては、中央広域環境施設組合職員の給与に関する条例等を準用して、給料、報酬、各種手当及び費用弁償の支給方法並びに減額の基準等について規定をさせていただいております。この条例の施行日は、令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案書の議第9号をお願いいたします。

議第9号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてでございます。先ほどの議第8号と同様に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行され、会計年度任用職員の制度が創設されること等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第1条の中央広域環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正から第8条の中央広域環境施設組合職員旅費支給条例の一部改正まで、計8本の条例につきまして、会計年度任用職員制度の創設及び臨時的任用職員制度の改正に

に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上で、議第8号及び議第9号の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（相原一永君）

ただいま、事務局より説明がありました。これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに議第8号及び議第9号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第8号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について及び議第9号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての2件を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相原一永君）

異議なしと認めます。よって、議第8号中央広域環境施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について及び議第9号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての2件の議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**○議長（相原一永君）**

続きまして、追加日程第9、議第10号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（猪井修君）**

議第10号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に

ついて、補足説明をさせていただきます。

議第10号の補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度中央広域環境施設組合の一般会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによるものでございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,548万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億43万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正の歳入についてでございます。5款1項繰越金、補正前の額100万円、補正額4,548万7千円の追加、補正後の額が4,648万7千円。歳入合計といたしまして、補正前の額20億5,494万8千円、補正額は4,548万7千円の追加で、補正後の額21億43万5千円でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款1項総務管理費、補正前の額が8,219万4千円、補正額が29万7千円の追加で、補正後の額は8,249万1千円。次に、3款1項清掃費、補正前の額は15億319万6千円、補正額は29万7千円の減額、補正後の額は15億289万9千円。最後に、5款1項基金費、補正前の額が145万2千円、補正額は4,548万7千円の追加で、補正後の額は4,693万9千円となっており、歳出合計といたしまして、補正前の額は20億5,494万8千円、補正額4,548万7千円の追加で、補正後の額は21億43万5千円でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入についてご説明をさせていただきます。5款1項1目繰越金は、平成29年度決算による剰余金につきまして、4,548万7千円の追加をするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。2款1項1目一般管理費が、29万7千円の追加となっております。内容につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が、来年4月1日から施行されることに伴いまして、現行の歳出の節体系から7節の賃金がなくなり、以降の節番号を繰り上げる対応が必要となっております。この変更によりまして、財務会計システムの今年度中の改正が必要となることから、財務会計システム改修業務委託料として29万7千円を追加をするものでございます。また、構成市町の派遣職員の異動によりまして、構成市町派遣職員人件費負担金を20万円減額するとともに、昨年被災いたしました災害復旧事業でありますごみピット天井修繕工事等に伴い、休日勤務が

増えたことにより、休日勤務手当を20万円増額するものでございます。次に、3款1項1目塵芥処理費が、29万7千円の減額となっております。これは、環境調査業務委託料につきまして、入札による請け差が生じたので減額をするものでございます。次に、5款1項1目基金費が、4,548万7千円の追加となっております。平成29年度決算による剰余金を、一般廃棄物処理施設整備基金へ積み立てるものでございます。

以上で、議第10号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長（相原一永君）**

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより本案に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご質疑がないようでありますので、質疑を打ち切り、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。議第5号平成30年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（相原一永君）**

ご異議なしと認めます。よって、議第10号令和元年度中央広域環境施設組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（相原一永君）

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年第2回中央広域環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時34分 開会

以上の会議録は事務局長の記載したものであり、その内容については大要において正確であることを認め、ここに署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員